## 東社協福祉施設経営相談室だより 65の2平成20年3月11日

TEL03 - 3268 - 7170 FAX03 - 3268 - 0635

E メール keiei-soudan@tcsw.tvac.or.jp

## 就労移行支援、就労継続支援等に係る自動車税も減免対象に!

知的障害者更生施設 ·知的障害者授産施設で使用する自動車は、第一種社会福祉事業に専用するものとして、一定の要件を満たせば自動車税の減免対象になっていました。新事業体系に移行した施設は生活介護 ·就労継続支援 ·就労移行支援のいずれにせよ第二種社会福祉事業になりますが、これらの事業で使用する自動車も自動車税の減免対象になるのか、とのご照会を当相談室にいただきました。関係機関に照会したところ、下記内容となりますので、ご確認ください(下表の出典は 19 福保障自第 1319 号)。下表の「事業種別」が減免対象となります。

平成20年度以降の自動車税減免申請必要書類

納税義務者	社会福祉法人		NPO、社団法人、 財団法人		法人格の無い団 体が設置した施 設の代表者
事業種別	19 年度 まで	20 <b>年度</b> から	19 年度 まで	20 年度 から	19 年度20 年度までから
第一種社会福祉事業	定款				
第二種社会福祉事業 (療養介護、生活介 護、児童デイ、自立訓 練、就労移行、就労継 続)	定款 施 設 の 状 況 に 関する証 明書	定款	定款・寄附 行為 施設の状況 に関する証 明書	定 款・寄 附行為 指定通知 書の写し	
第二種社会福祉事業 (地域活動支援センタ ー)	定款 施 設 の 状 況 に 関する証 明書	定款	定款・寄附 行為 施設の状況 に関する証 明書	附行為 受領印の	
第二種社会福祉事業 (精神障害者授産施 設、精神障害者小規 模通所授産施設)	定款 施 設 の 状 況 に 関する証 明書	定款			
法 外 事 業 (訓 練、授 産、地域デイグループ、 精神共同作業所)	定款 施設の状況に関す る証明書		定款 施設の状況に関する証 明書		施設の状況に関する証明書

本 65の2は、 65に軽自動車税減免に関する記述がないことから注 以下補足修正しています。 【注 】従前の例により運営を行っている身体障害者更生援護施設(更生、授産、小規模通所

授産等)及び同知的障害者援護施設(更生、授産、小規模通所授産等)並びに障害者自立 支援法に規定する障害者支援施設は第一社会福祉事業該当です。

【注 】都道府県知事は、天災その他特別な事情がある場合において自動車税の減免を必要とすると認める者に限り、当該都道府県の条例の定めるところにより、自動車税を減免することができる(地方税法第 162条)、とされ、これを受けて東京都は、公益のため直接専用する自動車その他特別の事情がある自動車であって知事において必要があると認めるものに対する自動車税の納税者に対しては、その申請によって自動車税を減免する」(都税条例第 68条第 1項)、と定めています。ここにいう専用とは当該自動車の全走行キロ数の8割以上が公益のための用途に使用されているものをいう、とされています。

## 减免対象事業]

(1)社会福祉法第 2 条第 2 項に規定する第一種社会福祉事業 (ただし、同法第62 条の施設に限ります。)(2)支援法第 5 条第 5 項に規定する療養介護 (3)支援法第 5 条第 6 項に規定する生活介護 (4)支援法第 5 条第 7 項に規定する児童デイサービス (5)支援法第 5 条第 13 項に規定する自立訓練 (6)支援法第 5 条第 14 項に規定する就労移行支援 (7)支援法第 5 条第 15 項に規定する就労継続支援 (8)支援法第 5 条第 21 項に規定する地域活動支援センター (9)社会福祉法第 2 条第 3 項第 7 号に規定する精神障害者社会復帰施設のうち以下の事業 ア 精神障害者通所授産施設を営む事業 イ 精神障害者小規模通所授産施設を営む事業 (10)障害者施策推進区市町村包括補助事業実施要綱に基づく以下の事業 ア 心身障害者(児)訓練事業 イ 心身障害者授産事業ウ 地域デイグループ事業 エ精神障害者共同作業所通所訓練事業 (11)区部においては財政調整交付金により実施される(10)アイ及びウと同種の事業

【注 】上表中の精神障害者共同作業所等の法外事業とは、社会福祉法人の場合、定款上は公益事業として位置付けられているものを指します。

【注 】本件に係る通知文書は各事業所に対しては平成 20年 2月 25日付で東京都福祉保健 局障害者施策推進部自立生活支援課長名で発出されています(第一種社会福祉事業につい ては手続きが変更されていませんので発出されていません)。

【注 】ここでの公益減免の対象は東京都が課税権者である普通自動車税です。

【注 】自動車取得税 (3輪以上の軽自動車を含む)は、減免の対象外です。

【注 】市町村が課税権者である軽自動車税については、地方税法第 454条 「市町村長は、 天災その他特別の事情がある場合において軽自動車税の減免を必要とすると認める者、貧困 に因り生活のため公私の扶助を受ける者その他特別の事情がある者に限り、当該市町村の条 例の定めるところにより、軽自動車税を減免することができる。」をうけて、市町村において「申 請者の社会的活動状況(設立目的等)及び車両運行日誌等を調査し、当該車両が社会的弱 者の自立・介護又は不特定多数の福祉向上に専ら使用されていると認められる者(公益のため直接専用する者が法人の場合の運転者は、当該法人の命により運転する者を含む。)が運 転者の場合、減免の対象になります。」等のような条例を制定している場合がありますので、当 該市町村に照会してください。 (2/2)